乳幼児医療費支給事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図るため、乳幼児の医療費助成事業を行う市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40 年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に 定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ当該右欄 に定めるところによる。

乳幼児	小学校就学の始期に達するまでの者(学校教育法(昭和22年法律第2
	6号)第18条の規定による就学義務の猶予に係る者を含む。)をいう。
対象乳幼児	県内に住所を有する乳幼児であり、かつ医療保険各法の規定による被
	保険者又は被扶養者である者をいう。
	ただし、次の(1)から(6)のいずれかに該当する者は対象としない。
	(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている
	者
	(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する小規模住居型
	児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者
	(3) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又はその他の法令による
	措置により施設等に入所し、当該法令に基づき、対象乳幼児に係る国
	民健康保険法(昭和33年法律第192号)による世帯主若しくは医
	療保険各法(国民健康保険法を除く。)による被保険者その他これに
	準ずる者が負担すべき額の全額を、国又は地方公共団体に負担される
	状態となった者
	(4) 市町村の重度心身障害者に対する医療費支給に関する条例に基づき
	医療費の支給を現に受けている者
	(5) 市町村のひとり親家庭等に対する医療費支給に関する条例に基づき
	医療費の支給を現に受けている者
	(6) 学校教育法第18条の規定による就学義務の猶予にかかる者のうち、
	病弱、発育不完全及びそれに準ずる状態を除く事由のため就学困難と
	市町村長が認めた者
受給資格者	親権を行う者、未成年後見人その他の者で、対象乳幼児を現に監護し
	ている主たる生計維持者をいう。
医療保険各	次に掲げる法律をいう。
法	(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
	(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
	(3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

1	
	(4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
	(5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
	(6) 国民健康保険法
医療機関等	健康保険法第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬
	局並びに同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者並びに柔道
	整復師法(昭和45年法律第19号)第2条第1項に規定する柔道整復
	師及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭
	和22年法律第217号)第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免
	許、はり師免許、又はきゅう師免許を受けた者をいう。
医療費	医療保険各法に規定する医療給付の対象となる費用(入院時食事療養
	費及び交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費は除
	く。)をいう。
一部負担金	対象乳幼児に係る医療費のうち、次に掲げる額をいう。
	受給資格者が医療保険各法の規定により負担すべき額及び他の法に
	基づいて、医療の給付に係り負担すべき額(法令又はそれに準ずる規
	定による給付及び保険者が給付する附加給付があるときは、その額を
	控除した額)
現物給付	対象者が、健康保険法第63条第3項各号に規定する病院若しくは診
	療所又は薬局等で一部負担金の支払いを求められず、市町村が対象者に
	代わって医療費を当該医療機関に支払うことをいう。
白 コ 色 和 姫	ル ま 士
自己負担額	当該支給事業において、受給資格者が負担すべき額をいう。
委託費	市町村が現物給付の実施のため当該医療費の支払いを埼玉県国民健康
	保険団体連合会(以下「国保連」という。)に委託している場合におい
	て、当該契約に定められている審査支払手数料として、国保連の審査及び支
	払事務の執行に要する費用に充てるため、国保連が審査した診療報酬明細書、調
	剤報酬明細書(これに相当する電子情報又は記録事項を含む。) 1件につき、当
	該契約に定められた単価を乗じて得た額及び市町村が現物給付の実施のため当
	該医療費の支払いをと社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。
) に委託している場合において当該 との 契約に おいて 定められている、事務費と
	して、別に定める事務費算定の基礎となる1件当たりの金額に毎月診療
	報酬の精算の基礎となった診療件数を乗じて得た額をいう。

(補助対象経費、補助率等)

第3条 補助金の額は、市町村が第4条で定める要件を満たす受給資格者に対し、医療費に係る一部負担金を支給した場合(当該支給を受ける受給資格者にかわり市町村長が現物給付若しくは現物委託により一部負担金を支給した場合を含む。)、次の表の第1欄に規定する補助対象経費について、第2欄及び第3欄の補助基準額及び補助率に

よりそれぞれ算出した額とする。

よりてれてれ昇出した観とする。	1 .	
1 補助対象経費	2 補助基	3 補助率
	準額	
補助の対象となる経費は、市町村	補助対象	1 / 2
が対象乳幼児の次の(1)に係る一部	経費の全額	ただし、補助金を受けようとす
負担金の額から(2)の自己負担額を		る年度の前年度財政力指数(以下
控除した額		「財政力指数」という。)が1を
(1)支給内容		超える市町村に対する補助率は、
① 満6歳に達した日の属する年度		次号に定めるとおりとする。
の末日までの入院及び通院(小学校		(1)前年度補助率が1/2の市町村
就学義務の猶予に係る者については		5 / 1 2
、就学義務猶予期間の末日までの入		(2)財政力指数が1.1未満の市町村
院及び通院)		5 / 1 2
② 市町村長が、医療費を受給者に		(3)財政力指数が1.1以上の市町村
代わり国保連又は支払基金に当該直		((1)の場合を除く。)
接の支払いを委託している場合の医		1 / 3
科、歯科及び調剤分の委託費。ただ		
し同欄(2)①及び②における自己負		
担額以下の一部負担金となる診療(
当該診療が同欄(3)各号に掲げるも		
のを除く)に対する委託費を除く。		
(2)自己負担額		
① 通院の場合において、同一月の		
診療分について、一医療機関等に		
つき、一人当たり1,000円		
② 入院の場合において、一医療機		
関等について、一人ごとに、一日		
当たり1,200円		
③ 一部負担金の額が、①、②の自		
己負担額に満たない場合は、その		
一部負担金の額を自己負担額とす		
る。		
(3)自己負担額の免除		
次に掲げるものについては、(2)		
の自己負担額を控除しない。		
① 対象乳幼児が当該療養のあった		
月の属する年度(当該療養のあっ		
た月が4月又は5月の場合にあっ		
ては、前年度)分の地方税法の規		
定による市町村民税が課税されな		

いとき (所得の申告をしないこと により同税が課されていない場合 を除く。) 又は市町村の条例で定 めるところにより当該市町村民税 が免除されている旨の申請があったときの当該対象乳幼児に係る一部負担金

- ② 薬局における一部負担金
- ③ 治療用装具の製作費に係る一部 負担金
- 2 前項の医療費は、乳幼児医療費登録申請書を申請した日以降の診療に係るものと する。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ市町村が条例又は規則で各号に 係る内容を規定している場合は、その号に規定する日以降の診療に係るものとする。
 - (1) 出生その他の事由で対象乳幼児になった後保護者が15日以内(当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内)に登録申請をしたときは、対象乳幼児となった日
 - (2) 他の市町村(特別区を含む。)から対象乳幼児が転入した後保護者が15日以内(当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内)に転入市町村に登録申請をしたときは、転入日
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、災害その他やむを得ない理由により保護者が登録申請ができなかった場合において、災害その他やむを得ない理由がやんだ後保護者が15日以内にその登録申請をしたときは、災害その他やむを得ない理由により当該登録申請をすることができなくなった日
- 3 第1項の財政力指数は、補助金を交付する年度(以下「補助年度」という。)の 前年度以前3か年における各年度の基準財政収入額を基準財政需要額(基準財政収 入額及び基準財政需要額は地方交付税法(昭和25年法律第211号)で規定され る額をいう。以下「基準額」という。)で除して得た数値(以下「単年度財政力指 数」という。小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで求める。これ以下算出す る数値について同じ。)の合計を3で除して得た数値とする。
- 4 規則第4条による申請日までに地方自治法(昭和22年法律第67号)で規定する市町村の廃置分合のうち合体及び編入により合併(以下「合併」という。)があった市町村にかかる前項の単年度財政力指数は、総務大臣による普通交付税及び地方特例交付金等の交付額の決定時において、合併後市町村の基準額が算定されている年度はこれにより数値を算出し、合併前のため合併後市町村の基準額が算定されていない年度においては、合併前の各市町村基準額の合計額により得られた数値を、合併後市町村の基準額とみなして、前項の例により算出することとする。
- 5 規則第4条による申請日後、補助年度内に合併があった市町村については、前項

の規定にかかわらず、当該年度に限り、合併前の市町村が存在するものとして、合併前市町村の財政力指数により、それぞれ補助率を適用し、補助金を算定することとする。

(所得制限)

第4条 乳幼児医療費補助の所得制限額は、児童手当法(昭和46年法律第73号) 第5条第1項に規定する扶養親族等及び児童の数が2人の場合の額を準用し、受給 資格者の前年の所得(1月1日から5月31日までの間に資格申請した受給資格者に ついては前々年の所得)が当該制限額未満であること。

ただし、受給資格者が税の申告を行わないこと等により所得の確認ができない場合は、所得制限額の要件を満たす者としない。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

別紙の乳幼児医療費支給事業補助金交付申請額算定調書の受給者率及び課税者率については、県が児童手当受給者率及び市町村民税課税者率を基に算定した数値を用いる。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、毎年4月30日とする。

(記載事項等)

- 第6条 規則第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事項は、記載することを要しない。
- 2 規則第4条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(概算交付)

第8条 知事は、規則第5条の規定により交付決定した額を概算払の方法により交付するものとする。

(報告書の様式等)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

別紙の乳幼児医療費支給事業補助金精算調書の受給者率及び課税者率については、県が児童手当受給者率及び市町村民税課税者率を基に算定した数値を用いる。

2 規則第13条の報告書は、毎年3月20日までに提出するものとする。

(補助金の確定及び精算交付)

第10条 規則第14条の交付確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の確定した補助金の額は、速やかに精算交付するものとする。

(書類の整備等)

- 第11条 市町村は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了した日の属する会計年 度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年1月1日から施行する。ただし、第3条次表の第3欄で 定める補助率については、同年4月1日から施行する。

(乳幼児医療費支給事業補助金交付要綱の廃止)

2 乳幼児医療費支給事業補助金交付要綱(平成10年児童第2230号)は廃止する。

(経過措置)

- 3 平成13年12月31日以前に行われた診療に係る医療費について、旧乳幼児医療費支給事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行後も、なお、その効力を有する。
- 4 平成13年12月31日において、3歳未満の対象乳幼児についてはその子が3歳に達する日の属する月まで、受給資格者に所得制限を設けない。

附則

この要綱は、平成14年10月1日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

附則

- 1 さいたま市については、第3条の規定にかかわらず補助率を、平成15年度は3 分の1、平成16年度は6分の1、平成17年度は12分の1とし、平成18年度 から補助金の交付対象から除外する。
- 2 この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度分の補助金から適用 する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第3条の表第1欄(1) ②の規定は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 さいたま市にかかる補助対象経費及び補助率については、第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第2条の表「対象乳幼児」の欄第5条の規定にかかわらず平成21年3月31日 において、現に受給資格登録がなされている乳幼児のうち、学校教育法第18条の 規定による就学義務猶予にかかる者は、市町村の条例に定める間従前の例により対 象乳幼児とする。

附則

この要綱は、平成22年11月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成24年5月8日から施行し、平成24年4月1日から適用する。 ただし、第4条の規定は平成24年6月1日から施行する。
- 2 平成24年5月31日までの間において、第4条のうち「児童手当法」とあるのは、「児童手当法の一部を改正する法律(平成24年法律第24号)第1条の規定による改正前の児童手当法(以下旧児童手当法という。)附則第6条給付(特例給付)のうち、旧児童手当法」と読み替えて適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項第1号の規定は、平成28年4月1日以降に出生その他の事由で対象乳幼児になった場合に、また、同項第2号の規定は、平成28年4月1日以降に対象乳幼児が他の市町村(特別区を含む。)から転入した場合に適用し、同日前に対象乳幼児になった場合又は対象乳幼児が転入した場合においては、なお従前の例による。

附則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条の表第1欄(1)②

の規定は、令和4年10月診療分から施行する。

年度 乳幼児医療費支給事業補助金交付申請書

 第
 号

 年
 月

 日

(あて先)

埼玉県知事

市町村長

下記により 年度乳幼児医療費支給事業補助金の交付を受けたいので、補助金 等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 関係書類

年度乳幼児医療費支給事業補助金交付申請額算定調書 別紙のとおり

年度乳幼児医療費支給事業補助金交付申請額算定調書

1 所要額算出明細書

(1)入院自己負担総額

	入院日数		受給者率	課税者率	単価	自己負担総額	
		A	В	С	D		$A \times B \times C \times D = E$
Ī		目					円
					1,200円		

(2) 通院自己負担総額

通院支給件数	受給者率	課税者率	単価	自己負担総額	不支給件数の
(薬剤分除く)					自己負担総額
F	G	Н	Ι	$F \times G \times H \times I = J$	K (予算見込額×G×H)
件				円	円
			1,000円		

(3) 県補助支給予定額

市町村支給予定額	受給者率	所得制限後	自己負担総額	県補助支給予定額
(食事負担除く)		支給額		
L	M	$L \times M=N$	E+J+K=0	N-0=P
円		円	円	円

- 注1) 自己負担金を導入している市町村は、(1)及び(2)の記入は不要です。自己負担総額O欄に 自己負担総額予定額を記入してください。
- 注2) 所得制限を導入している市町村は、(1)~(3)の受給者率を1とします。

2 県費補助申請額調

県補助支給予定額	収入見込額	県費補助基本額	補助率	県費補助申請額
Р	Q	(P-Q) R	S	$(R \times S)$ T
円	円	円		円
			/	

3 審查支払機関手数料補助所要額調

手数料支払額	手数料返戻見込額	県費補助基本額	補助率	手数料県費補助申請額
P'	Q'	(P'-Q') R'	S'	$(R' \times S')$ T'
円	円	円		円
			/	

年度乳幼児医療費支給事業補助金交付決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

市町村長様

埼玉県知事 (公印省略)

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度乳幼児医療 費支給事業補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 支払方法 概算払とする。
- 3 条 件
- (1) この補助金は、交付目的以外の事業に使用しないこと。
- (2) この事業を中止し、若しくは廃止し、又は事業の内容を変更するときは、知事の承認を受けること。
- (3) この事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告すること。

年度乳幼児医療費支給事業実績報告書

 第
 号

 年
 月

 日

(あて先)

埼玉県知事

市町村長

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた 年度乳幼児医療費支給事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規 則第13条の規定により、下記の関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

年度乳幼児医療費支給事業補助金精算調書 別紙のとおり

年度乳幼児医療費支給事業補助金精算調書

1 支給状況調

(1)入院自己負担総額

入院日数	受給者率	課税者率	単価	自己負担総額				
A	В	С	D	$A \times B \times C \times D = E$				
日				円				
			1,200円					

(2) 通院自己負担総額

通院支給件数	受給者率	課税者率	単価	自己負担総額	不支給件数の自己
(薬剤分除く)					負担総額
F	G	Н	I	$F \times G \times H \times I = J$	K(実績×G×H)
件				円	円
			1,000円		

(3) 県補助支給対象額

受給者率	所得制限後支	自己負担総額	県補助支給対象額
	給額		
M	$L \times M=N$	E + J + K = 0	N-0=P
	円	円	円
	受給者率	給額 M L×M=N	給額 M L×M=N E+J+K=0

- 注1) 自己負担金を導入している市町村は、(1)及び(2)の記入は不要です。自己負担総額O欄に 自己負担総額実績を記入してください。
- 注2) 所得制限を導入している市町村は、(1)~(3)の受給者率を1とします。

2 県費補助所要額調

県補助支給	収入額	県費補助	補助率	県 費 補 助	交付決定	差引過不足	足額V(T-U)
対象額		基本額		所要額	額	追加交付額	超過額
Р	Q	(P-Q) R	S	$(R \times S)$ T	U		
Ħ	P	H		Ħ	Ħ	H	Ħ
			/				

3 審查支払機関手数料補助所要額

差引過不足額V'(T'-U')	
超過額	
円	
_	

年度乳幼児医療費支給事業補助金交付確定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

市町村長様

埼玉県知事 (公印省略)

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした 年度乳 幼児医療費支給事業補助金については、 年 月 日付け 第 号で提出のあった実績報告書等に基づき、下記のとおりその額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知します。

記

 1
 交付確定額
 金
 円

 2
 既交付額
 金
 円

3 差引過(△)不足額 金 円